

書類作成上の注意事項

- 1 各様式に付した注意事項、ページ等は記載しない。
- 2 右上欄外の点線で示した部分は、当局内の処理に使用するものであるが、処理区分により枠の大きさが変わるので、当局監督員の指示に従うこと。
- 3 この様式集に定める様式であっても、法規、基準規程類に変更が生じ、修正が必要な場合は、当局監督員に確認し、必要な修正を加えた上で提出すること。
- 4 書類の宛先は、下記によることを原則とする。
(発注者あて) としての書類 → 東京都交通局長
(施工担当課(所)) 長としての書類 → 各課・事務所長